

学校いじめ防止基本方針

浜松市立中瀬小学校

目次

はじめに	1
I いじめ防止等のための基本的な考え方	
1 いじめの定義	2
2 子どもを理解	3
(1) ありのままを受け止め理解する	
(2) 多くの違った目で受け止め理解する	
3 今日のいじめの特徴	4
4 いじめられている子どもの心理	5
II いじめ防止等に関する基本的な考え方	
1 責務	6
2 浜松市いじめ防止等のための基本的な方針の策定	6
3 組織の設置	6
(1) 「いじめ対策委員会」の構成	6
(2) 「いじめ対策委員会」の役割	6
(3) 委員会の開催	7
4 いじめの未然防止	7
(1) 未然防止の考え方	7
(2) 地域とともにある学校づくり	7
(3) いじめ防止等における教職員の役割及び取り組み	10
III いじめの「早期発見」「早期対応」のための対策と重大事態への対処	
1 いじめの「早期発見」の基本	12
2 子どもの「ささいな変化」に気づくために	12
3 子どもが申し出たり、相談したりしやすい環境をつくる	12
(1) 子どもの実態把握	12
(2) 相談体制の整備	13
4 早期対応	14
(1) 「情報が寄せられた」「発見した」トラブルやいじめに対する対処	14
5 教職員の資質向上のための研修会や校内OJTの取り組み	15
6 「浜松市立中瀬小学校いじめ防止基本方針」の公表と説明、評価・見直し	15
7 重大事態への対処	16
(1) 重大事態の意味	17
(2) 重大事態の調査組織	17
(3) 事実関係を明確にするための調査の実施	17
(4) 調査結果の提供及び方向	17
(5) その他の留意事項	18

はじめに

子供は、一人一人掛け替えのない存在であり、だれもが健やかな成長を願います。一方、現在の子供の問題行動等の表れに心を痛め、「何とかして解決していきたい」と思っています。変化の激しい先行き不透明な社会だからこそ、子供にも大人にも、「かかわる力、つながる力」が問われています。

こうした中、平成25年9月、社会総がかりでいじめの問題に対峙するため、「いじめ防止対策推進法」が施行され、同法13条において、「学校におけるいじめ防止等のための対策に関する基本的な方針」を定めることが義務づけられました。

いじめは、人権にかかわる問題です。どのような理由があろうとも、決して許される行為ではありません。また、子供の世界は社会を映す鏡とも言われます。いじめの問題は、安全・安心な社会をいかにしてつくるかという、学校を含めた社会全体の課題でもあります。

一方、人と人とがかかわり成長していく過程では、様々な誤解やトラブルが生まれます。いじめの解決には、こうしたトラブルを含め是々非々に基づいた真実を厳しく見極めながら、一人一人の子供の気持ちに寄り添い、よりよい成長を願って温かく指導・支援する必要があります。

現状の様々な問題に対して、形式的な方法論から入ってはいけません。子育てに公式はなく、人数分の子育てがあります。理解したいのは今の子供の一般化した姿ではなく、目の前にいる一人一人の子供の理解です。一方、人が人を理解するには、大変な時間とエネルギーが必要です。だからこそ、大人が総がかりで子供に愛情を注ぎ、子供との信頼関係を構築できなければ、子供は貝のように口や心を閉ざし、いじめを真に解決することはできません。

今、私たちにとって何よりも大切なことは、「いじめを生まない、見逃さない環境づくり」に努めることであり、様々な人間関係の問題に対し、だれもが真摯に向き合い、「大人一人一人がいじめを見逃さない環境をつくり出す推進者」であることを自覚する必要があります。

困っているのは目の前の子供です。どんな知識があっても実践されなければ何の意味もありません。今回策定した「学校におけるいじめの防止等のための基本的な方針」を皆様にお読みいただきながら、家庭・学校・地域社会が総がかりで「いじめを生まない、見逃さない、環境づくり」に取り組んでいきましょう。

末筆ながら、本方針を策定するに当たり、様々な方から御指導・御助言をいただいたことに感謝申し上げますとともに、今後も、本方針に対して学校評議員や保護者、地域の皆様、専門家等からの意見交換や助言を得たりしながらよりよいものにしていくことを申し添えます。

令和5年1月
浜松市立中瀬小学校

I いじめ防止等のための基本的な考え方

人の気持ちは複雑です。いじめと感じていなくても、軽い気持ちで言ったり、したりしたことが、相手には、想像もできないほどの大きな苦しみを与えていることがあります。また、たたいたり、けったりしなくても、言葉にとげがあれば、ナイフで突き刺したように相手の心を傷つけることもあります。

一方、どんなに相手を思い、また心を寄せても、トラブルになったり、うらぎられたり、傷つけ合ったりすることがあります。「いじめの防止」に取り組むことは、同時に、人としての対人関係の理解や在り方、そして生き方を深めていくことです。

1 いじめの定義

いじめとは、学校に在籍する「児童又は生徒（以下、「児童等」という。）に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいいます。

いじめ防止対策推進法第2条第1項（以下「法」という。）

第4条（いじめの禁止）児童等は、いじめを行ってはならない。

いじめの表れとして、以下のようなものが考えられます。（▲心理的、■物理的）

- ▲・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ▲・仲間はずれ、集団から無視をされる
- ・軽く体を当てられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・体当たりされたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ▲・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ▲・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的なものではなく、被害者の「いじめを受けた子供の立場」（主観主義）に立つことが必要です。

いじめに当たるか否かを判断する際には、被害者本人が「いじめられている」などといった、心身の苦痛を感じているサインや申し出だけでなく、被害者本人が気付いていなくても、「いじめられている状況にないか」という視点で、周辺の状況等を客観的に確認することも必要です。

また、「表面的・形式的なものではなく」とは、いじめに当たるか否かの判断を、アンケート調査等の数値や、一時的な様相観察から、定義に左右された表面的・主観的に判断することがないよう留意することが必要です。目指すのは、子供たちの健やかな成長です。「いじめの定義」

に照らして指導するのではなく、トラブルや悩み・困り感を含めて、子供からじっくり話を聴き、常にその解消に向けて指導・支援することが大切です。

2 いじめの理解

いじめの定義はあくまで指標であり、大人は常に子供の様子を見守り、よりよい人間関係を築いていけるよう指導・支援することが必要です。特定のいわゆる「いじめっ子」「いじめられっ子」の問題ではなく、どの子供も、被害者はもちろん、加害者になり得ることもあるということを理解しておくことが大切です。

いじめの問題は、日常的なトラブルや悩み・困り感を含めて、一人一人の「子供理解」をしていかなければ解決はしません。その過程で、子供と子供、子供と大人の「絆」を深め、「信頼関係」を構築していくことが大切です。

(1) ありのままを受け止め理解する

人は、だれでも失敗したり、つまずいたりします。時には、好ましくない発想をしたり、行動をとったりします。そんなとき、善悪を越えて心を寄せ、ありのままを受け止めてくれる人がいたら、どんなに心がやすらぐでしょうか。

子供を取り巻く環境が大きく変わり、子供たちは様々な不安やストレスを感じています。たとえば、大人にとって些細な出来事でも、その子なりに葛藤したり悩んだりしている場合があります。「愛されたい、認められたい、関わりたい」と、**受容され安心**できる居場所を求めています。

大人は、善悪を越えて心を寄せ、「**あなたの存在はかけがえのない存在だよ**」と伝える努力と、「**大丈夫、あなたの味方だよ**」と心に寄り添う声を掛け、子供の表れを笑顔でおおらかに受け止めていくことが大切です。子供は「この人なら許せる」「信頼できる」と感じたとき、心を開き始めます。人は受容されることから心を開き、本音や本当の姿が見えてきます。子供が貝のように口を閉ざしたとき、子供自身が心を開いて話し始めなければ、どんな技術を用いても子供の心の状況や変化は分かりません。

「**ありのままを受け止める**」「**寄り添う**」このことは、言いつくされていることですが、本当は難しいことであり、今の多忙な家庭や学校では十分に行われていない現状があります。子供に性急で、一方的なかかわりを押し付けているのは本当の子供の姿は見えてきません。子供を信じて、大人の思い通りにならないことは数多くありますが、上から下への目線ではなく、同じ人間としての目線に立つこと、待つこと、信じ続けることが大切です。

(2) 多くの違った目で受け止め理解する

私たちは知らず知らずのうちに親や社会から受けてきた古い価値観を引きずり、子供に押し付けていることがあります。また、子供の表れを表面的な言動でとらえたり、自分の経験や勘をたよりに判断したりしていることがあります。

まず、私たちが、子供を一人の人間として尊重し、子供の表れを「私たちに教えてくれるもの」として受け止める立場に立たなければ、本当の子供は理解できません。

また、表れている状態は同じでも、どの子供にも大人の知らない多くの面があります。その子供の生育歴、家庭環境、交友関係などの理解が不十分なままのかかわりは、かえって問題を複雑にしてしまうことも起こりえます。

子供の表れを固定的にとらえるのではなく、保護者（家庭）の皆さんとともに子育てについて話し合ったり、地域や専門機関等の皆さんの助言を受けたりしながら、「多くの違った目」で子供を受け止めていくことが大切です。確かに**大人として教えるべきことはきちんと教えることは大切**です。「**子供の心の内にあるものも受け止めていこう**」とゆとりをもって、じっくりと向き合おうと努めることが、真の子供側に立った支援・指導を可能にすると考えます。

3 今日のいじめの特徴

- いじめは、どの子供にも、どこでも起こり得るものです。表に現れる**物理的・身体的な被害**とは別に、現れにくい「**暴力を伴わないいじめ**」の**心理的・精神的な被害**も注視する姿勢が大切です。
- 心理的・精神的な被害は、違法・触法ではないことが多いため、気づかずに見過ごしたり、また、ふざけやよくあるトラブル等と判断して見逃したりしやすい特徴があります。「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり、多くの者から集中的に行われたりすることで、生命又は身体に重大な危険を生じる場合があることをきちんと理解する必要があります。
- いじめは、「大人の見えないところ」で、隠れる（深刻化）、危機的状態（透明化）に発展する可能性を秘めています。冷やかしいいじりなど、いじている子供たちから「観測球（大人の反応を見る）があがる時」があります。そのとき、大人が「何もしなかったり、気づかないでいたり」すれば、さらにエスカレートします。その逆に、大人が、安易に強制的・高圧的な態度でしかれば、もっと見えにくく、陰湿ないじめに発展していく危険性があります。
- 嫌がらせやいじわる等のいじめは、**多くの子供が入れ替わりながら被害も加害も経験することがあります**。特定のいわゆる「いじめっ子」「いじめられっ子」の問題ではなく、どの子供も、被害者はもちろん、加害者にもなり得るということを理解しておくことが大切です。
- いじめは、**加害者・被害者**という二者の関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の秩序が失われていたり、閉鎖的だったりすると、周囲に次のような問題があります。「**観衆**」としてはやし立てたり面白がったりする存在。「批判すれば自分が次のターゲットになるかも…」という思いで見ぬふりをする「**傍観者**」の存在。
- **被害者はこうした閉塞感**の中で、「大人への絶望感（どうせ話したって、解決しないし、逆にひどくなるのではないか）」「加害者からの報復の恐れ」「いじめられていることを親や教師に知られることの恥ずかしさ」「集団から逸脱することへの躊躇」などの感情を抱き、いじめをさらに見えにくくしていきます。
- 日常的に集団全体にいじめを許さない雰囲気生まれるようにすることが必要です。また、周りの目で、早く気づき、支援の手を差し向けることが大切です。
- 近年問題となっているのは、インターネットの掲示板やブログ、携帯のメールなどによるいじめです。「**匿名**」であることを悪用して誹謗中傷や、出会い系サイトに実名などの個人情報

を掲示することによる嫌がらせなどの事例が報告されています。

- 最近特に目立つのは、**SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）**等を利用したいじめです。しかも、多くの保護者や教職員が、子供たちのインターネット利用の現状とその実態を把握できていないのが現状です。子供にインターネット等を使用させる場合は、保護者の責任において子供を指導する必要があります。

4 いじめられている子供の心理

多くの子供たちは、いじめについて口を開きたがらない。「助けて」と言えない。それは、次の理由からだと言われます。

- 自尊心の危機
自分はいじめられる弱い人間、自分だけで解決できないと思われるのがつらい。
- 世間の目が気になる
「こんな問題ぐらい解決できて当たり前だろう。」と答えが返ってくるのが心配。
- 助けを求めると相手の言い分を聞き入れなければならないという不安
自分の思いを受け止めてもらえない。
- 重荷を感じる
助けを求めると相手に迷惑がかかる。
前よりいじめがひどくなる不安。
親や教職員に心配をかける。知られる恥ずかしさ。
- できれば一人の力でやりたい、解決したいという気持ち
精神的な自立、プライドの保持。
他者から能力が低い、行動が不適切と思われる不安。
いじめを受ける原因は自分にあるというラベルを貼られることへの不安。
そこで、大人は、子供の成長にともない、以下の心理状態を理解し、安心して心を開く状況をつくっていくことが大切です。

II いじめの防止等に関する基本的な考え方

いじめは、どの子供にも起こりうることを踏まえ、いじめの根本的な解決のためには、「**いじめの未然防止**」の観点が必要です。全ての子供を、いじめに向かうことなく、温かな人間関係を構築できる大人へ育むため、家庭・学校・地域社会が一体となって、「**いじめを生まない、見逃さない風土**」を、継続的に醸成していくことが大切です。

加えて、「いじめは、どの子にも起こり得る」「いじめはどの子供も被害者にも加害者にもなり得る」「いじめは見えにくい、見つけにくい」などの態様を踏まえ、「いじめの未然防止」「**早期発見**」「**早期対応**」に取り組むことが大切です。

1 責務

法では、いじめの防止等のため、国、地方公共団体、学校の設置者、学校及び学校の教職員、保護者の責務が定められています。

2 浜松市いじめ防止等のための基本的な方針の策定

学校は、国、市のいじめ防止基本方針等を参考にし、「**浜松市学校いじめ防止基本方針**」を定めました。今後とも、学校のホームページ等で公表するとともに、取組を充実させるために、意識や取組を学校評価等で定期的に点検したり、学校運営協議委員、P T A、自治会等に意見や支援を求めたりする等、実効性のある方針になるよう努めます。また、必要に応じて基本方針を見直します。

第13条（学校いじめ防止基本方針）学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

3 組織の設置

○ 「いじめ対策委員会」の設置

「学校いじめ防止基本方針」の中核を担う組織として、「いじめ対策委員会」を設置します。

第22条（学校におけるいじめの防止等の対策のための組織）学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者、その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

(1) 「いじめ対策委員会」の構成

- ・ 委員長 校長
- ・ 副委員長 教頭
- ・ 委員 主幹教諭、生徒指導主任、いじめ対策コーディネーター、発達支援コーディネーター、学年主任、養護教諭
- ・ 特別委員 スクールカウンセラー（S C）、スクールソーシャルワーカー（S S W）

(2) 「いじめ対策委員会」の役割

- ① いじめの未然防止・早期発見・早期対応に関する取組の企画や実施
- ② 取組状況の点検や取組の効果・成果及びケースの検証
- ③ 教職員や保護者・地域の方々のいじめ防止等に関する資質向上を目指した広報・研修等の実施
- ④ 基本方針の見直しや改善
- ⑤ その他、いじめを中心とした子供の問題に関すること

(3) 委員会の開催

- ・ 原則毎月開催します。
- ・ いじめ事案発生時は、緊急会議を開いて対応を協議します。
- ・ 必要に応じて、浜松市教育委員会、子供家庭部社会福祉課、児童相談所、警察署、関係医療機関（医師、臨床心理士）、民生・児童委員、主任児童委員、学校運営協議委員、PTA役員等に協力、指導・助言を求めます。

4 いじめの未然防止

(1) 未然防止の考え方

「暴力を伴わないいじめ」については、ほとんど（小4～中3 約9割）の子供が被害者としてばかりでなく、加害者としても巻き込まれ、同じ年度の中でさえ子供が入れ替わりながら次々に経験することがわかっています（国立教育政策研究所<いじめ追跡調査2010～2012>）。また、「見えにくい」ことの多い「暴力を伴わないいじめ」の場合、発見してから対応する、発見を第一に取り組むという姿勢では、手遅れになることが少なくありません。

つまり、あえて被害者・加害者を発見するまでもなく、すべての子供がいじめに巻き込まれる可能性があるものとして全員を対象に事前の働きかけ、すなわち未然防止の取組を行うことが、最も合理的で最も有効な対策になります。

「いじめ」を未然に防ぐには、「いじめを生まない、見逃さない風土づくり」が基本です。そのためには、すべての子供が安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加したり、活躍したりすることができる温かな学校づくりを進めていくことから始まります。

(2) 地域とともにある学校づくり

「友達を大切に、広い心で助け合う」ことを学校教育目標とし、そのために「子供が通いたい学校」「保護者が通わせたい学校」「地域に愛され・誇りに思う学校」「職員が勤めたい学校」が、本校は目指しています。

そのためには、「愛されたい、認められたい、かかわりたい」と、受容され安心できる居場所づくりと絆づくりがキーワードです。

ア 主に教職員に求められること

- 「わかる授業づくり」を進め、研究していきます。

テストの点数を上げるためだけの授業改善ではなく、すべての子供が授業に参加できる、授業場面で活躍できるための授業改善であれば、学力向上にはもちろん、いじめを始めとした生徒指導上の諸問題の未然防止にもつながります。

- 授業を担当するすべての教員が公開授業を行い、互いの授業を参観し合う機会を位置づけます。管理職は、日常的に授業をはじめとした教育活動を参観し、子供の様子を把握します。また、教職員に指導・助言をします。

- 子供の基本的学習習慣の徹底を図るため、「学習のきまり、話し方・聞き方」など、学校として揃えていくべき事柄を掲示し、身に付けさせていきます。また、自主的に学習に取り組む姿（手引書を作成）や人とかかわりながら学習していく姿勢を育てていきます。
- 人権教育・道徳教育の推進

自他の存在を大切にし、人間尊重の精神を養い、心の通い合う人間関係を構築する素地を養うため、教育活動全体を通じて人権教育・道徳教育の充実を図ります
- 日ごろの触れ合い、相談

小学生という発達時期に合わせ、子供と遊んだり、談笑したりするなど、日常的な心と心の通い合いを大切にし、子供との絆づくりを進めます。

また、日常的な触れ合いを通し、他者との折り合いをつけたり、譲ったりする行動や、少くらのストレスがあっても負けない自信を育んだり、「ありがとう」と言える他者への感謝の気持ちを高めたりすることによってストレスや感情をコントロールする力を育てていきます。

さらに、児童面談月間をもうけ、子供の不安や悩みなどを聞いて、その気持ちを共有し解決の方法をともに探っていく機会をもちます。
- 「集団の質」に視点をおいた学級・集団づくり

子供たちの素直な感情が受け容れられなかったり、正しいことが正しいと言えなかったりする雰囲気が学級にある場合、学級指導で早期に対応を取ります。一方、発達段階とともに、違いや個性に視点を置き、温かな雰囲気が醸成されるような指導をしていきます。

イ 主に子供たちに育みたいこと

- 友人関係、集団づくり、社会性の育成
 - ・ 日ごろの遊びを大切にし、集団での外遊びを奨励します。
 - ・ 6年間を通して異学年での交流を深めるため、集団登校やなかぜっ子活動を実施します。
 - ・ 体験学習の充実を図るため、5年生での林間学校、6年生での修学旅行を実施します。

上記の活動を年間で、意図的・計画的に配置し、子供自らが気づく・学ぶ機会を提供していきます。他の子供や大人とのかかわり合いを通して、人とかかわることの喜びや大切さに気づいていくこと、互いにかかわり合いながら絆づくりを進め、他人の役に立っている、他人から認められているといった「自己有用感」を獲得していくことができるようにしていきます。
- 子供の主体的活動の場の設定

学級活動や児童会活動等、子供が主体的にいじめについて考え、活動する機会を設けます。たとえば、人間関係のトラブルが起きやすい時期をふまえ、年間計画に位置づけたうえで、どの学年、どの学級においても必ず指導するようにしていきます。

また、「よいことみつけの活動」などで、自分自身が他者から認められた体験を増やすことにより、自己有用感を獲得している子供を育て、他者を認めたり大切にしたりできる子供を育てます。

○ 子供たちの自浄力の育成

子供たち自身に「**自浄力**」を身につけさせることは、いじめの未然防止の中で最も重要なことです。学校の生活の中で、子供たちの自主的、実践的な活動が、「いじめをやめさせたいと思う子供」を育て、観衆や傍観者ではなく、いじめを抑制する態度を育てていきます。

ウ 主に家庭に協力をお願いしたいこと

○ 子供が社会の一員として自立してくためには、家庭での教育が重要な意味を持ちます。いじめ防止対策推進法には、保護者の責務が示されています。

また、子供にとって家庭は、ありのままの自分を出すことができる安心できる場です。従って、家庭の役割としては、以下のようなことがあります。

「保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。」

(いじめ防止対策推進法第9条第1項)

- 「ルールやマナーを守ること」を子供に教える。
- 子供からいじめの相談を受けたら、学校へ通報するなど適切な措置をとる。
- 子供との触れ合いや対話を大切にする。子供のありのままを受け止め、「あなたの味方だよ。」と子供が安心感や信頼感で満たされるように努める。
- 日頃の対話や言動等から、いじめ等を背景とした子供のちょっとした様子の変化を見逃さず、学校や地域と連携して、いじめの早期発見に努める。
- インターネット上のトラブルについては、学校以外の場で起き、学校では把握できない場合が多い。子供に携帯電話等を使用させる場合には、保護者として責任をもって子供の使い方や様子に注意を払う。
- 子供がいじめを行ったことが分かった場合には、事実を理解した上で、以下のような視点を持ち、学校と協力して指導する。
 - (1) 子供に、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
 - (2) 子供のいじめの背景にも目を向け、いじめの背景にあるストレス等の要因の改善を図るとともに、ストレスに適切に対処できる力を育むなど、いじめを行った子供の健全な人格の発達を考える。
 - (3) いじめの状況に応じて、いじめを行った子供が、学校等で心理的な孤立感・疎外感を受けていないか配慮する。

エ 主に地域に協力をお願いしたいこと

いじめの未然防止の対応や早期発見のために、地域と適切に連携しながら、対策を推進します。

- 地域の人たちが、地域で育つ子供に積極的に関わりを持ち、温かい気持ちで接することができるように、学校の情報を適切に発信する。
- 家庭、学校、地域が連携し、より多くの大人が子供の悩みや相談を受け止めることができるようにする。PTAや学校運営協議会（コミュニティ・スクール）、地域の関係団体との連携の促進や、地域に存在する青少年健全育成会や地域パトロール等が、家庭・学校と組織的に連携・協働できるような体制を構築する。

(3) いじめ防止等における教職員の役割及び取り組み

① いじめ対策コーディネーターの設置と役割

校長は、学校におけるいじめの防止等の対策を推進するリーダーとして「いじめ対策コーディネーター」を校務分掌に位置付けます。いじめ対策コーディネーターは、校長の指導・助言を受け、会議などの企画・運営を行うとともに、以下の役割を果たし、対応します。

- ア いじめに関する情報収集、学校全体の実態把握の役割
- イ 保護者・地域・関係機関との連携の窓口としての役割
- ウ いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりに資する指導を推進する役割
- エ 校内研修の企画・運営をする役割

② 教職員の役割

- ア 校長 「浜松市立中瀬小学校いじめ防止基本方針」に沿って、いじめの未然防止、早期発見・早期対応が組織的かつ実効的に機能するように措置を講ずる。
- イ 教頭 校長を助け、指示を受けて、いじめ問題への対応をリードしたり、教職員の相談に乗ったりする。
- ウ 主幹教諭 いじめの防止等の対策について教育課程に位置付けたり、教職員の相談に乗ったりする。
- エ 生徒指導担当教員
いじめ対策コーディネーターと連携して、いじめ事案の報告の窓口と集約を担ったり、いじめ問題への対応の中心となったりする。
- オ 学年主任 学級担任からの情報を収集し、学年全体の実態を把握する。
- カ 養護教諭 子供の心身の健康状態を把握し、気になる表れを報告する。
- キ 学級担任 子供の表れを注視し、気になる表れを報告する。
- ク 発達支援コーディネーター
発達支援の視点から、子供の気になる表れを報告したり、他の教職員の相談に乗ったりする。
- ケ SC 心理に関する教育相談を行う。
- コ SSW 福祉に関する教育相談を行う。

③ 中瀬小年間指導計画

◆教職員 □子供 ○保護者・地域 GE：グループエンカウンター CP：キャリアパスポート

1 学期		2 学期		3 学期	
月	活動内容	月	活動内容	月	活動内容
4	<p>◆職員会議</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本方針・組織の確認 <p>□○始業式、入学式</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本方針の説明 <p>□授業開き</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人間関係作り (GE) ・はままつマナー <p>◆生徒指導委員会 I</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童共通理解の会 <p>◆校内研修</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本方針・組織の確認 <p>□今月を振り返って</p>	夏	<p>◆夏季研修</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1学期の取り組み ・事例研修 ・子供の特性の理解と適切な支援 (発達) <p>◆中学校区合同研修</p> <p>□2学期授業開き</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人間関係作り (GE) ・はままつマナー <p>◆生徒指導委員会IV</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童共通理解の会 <p>□今月を振り返って</p>	1	<p>□3学期授業開き</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人間関係作り (GE) ・はままつマナー <p>◆生徒指導委員会VII</p> <p>□○なかぜっ子走</p> <p>□なかぜっ子遊び</p> <p>□今月を振り返って</p>
5	<p>○教育相談 (全家庭対象)</p> <p>□児童会活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1年生を迎える会 <p>□なかぜっ子清掃</p> <p>□今月を振り返って</p>	9	<p>◆校内研修</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研究授業 ・主体的、対話的、深い学びの研究 <p>□つどい</p> <p>□人権教育</p> <p>□なかぜっ子遊び</p> <p>◆就学支援委員会</p> <p>□○運動会</p> <p>□今月を振り返って</p>	2	<p>◆校内研修</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1年間の振り返り ・来年度の取り組み <p>□今月を振り返って</p> <p>◆学級編成</p> <p>□児童会活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・6年生に感謝する会 <p>◆生徒指導委員会VIII</p> <p>□○修了式、卒業式</p> <p>□学活</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1年間の振り返り (CP)
6	<p>○参観会</p> <p>◆生徒指導委員会 II</p> <p>□つどい</p> <ul style="list-style-type: none"> ・命を大切にする日 ・道徳 (友情・信頼) <p>◆就学支援委員会</p> <p>□5年生宿泊訓練</p> <p>□今月を振り返って</p>	10	<p>◆就学支援委員会</p> <p>□○運動会</p> <p>□今月を振り返って</p> <p>◆生徒指導委員会V</p> <p>□修学旅行</p> <p>□なかぜっ子遊び</p> <p>□今月を振り返って</p>	3	
7	<p>◆生徒指導委員会 III</p> <p>○教育相談 (希望者)</p> <p>□なかぜっ子遊び</p> <p>□学活</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1学期の振り返り (CP) <p>□今月を振り返って</p>	11	<p>◆生徒指導委員会V</p> <p>□修学旅行</p> <p>□なかぜっ子遊び</p> <p>□今月を振り返って</p> <p>□児童面談</p> <p>□○学習発表会</p> <p>◆生徒指導委員会VI</p> <p>□学活</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2学期の振り返り (CP) <p>□今月を振り返って</p>		
		12	<p>□児童面談</p> <p>□○学習発表会</p> <p>◆生徒指導委員会VI</p> <p>□学活</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2学期の振り返り (CP) <p>□今月を振り返って</p>		

Ⅲ いじめの「早期発見」「早期対応」のための対策と重大事態への対処

1 いじめの「早期発見」の基本

- ① 子供のささいな変化に気づくこと
- ② 気づいた情報を確実に共有すること
- ③ (情報に基づき) 速やかに対応すること

2 子供の「ささいな変化」に気づくために

「気になる変化が見られた」、「遊びやふざけなどのようにも見えるものの気になる行為があった」「気になる雰囲気を感じた」等の場合、たとえば、職員室で話題にしたり、5W1H(いつ、どこで、誰が、誰と、何を、どのように)を簡単にメモしたりして、職員がいつでも情報を共有できるように努力していきます。

以下のような場面を総合していくと、ささいな変化が分かってきます。

- ・ 出席をとるときに一人一人の顔を見て声を聞く。
- ・ 日記、ノート。
- ・ 保健室の様子を聞く。
- ・ 保護者の協力(家庭で気になった様子・変化)。
- ・ 地域の方から通学時の様子。

第16条(いじめの早期発見のための措置) 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校におけるいじめを早期に発見するため、当該学校に在籍する児童等に対する定期的な調査その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、いじめに関する通報及び相談を受け付けるための体制の整備に必要な施策を講ずるものとする。

3 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校に在籍する児童等及びその保護者並びに当該学校の教職員がいじめに係る相談を行うことができる体制(次項において「相談体制」という。)を整備するものとする。

4 学校の設置者及びその設置する学校は、相談体制を整備するに当たっては、家庭、地域社会等との連携の下、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利その他の権利利益が擁護されるよう配慮するものとする。

3 子供が申し出たり、相談したりしやすい環境をつくる

(1) 子供の実態把握

暴力を伴わない「目に見えにくい」タイプのいじめは、発見することができない場合があります。また、大人の見えないところで「いじめ」が行われている場合があります。

- ・ 子供の生活を把握するための「今月を振り返って」を毎月実施します。
- ・ アンケートで気になったことは、話を聴いたり教育相談を行ったりします。
- ・ 日ごろから教育相談を行います。

* やっとの思いで相談したのに、うるさがられた、後で話を聞くと行って対応してもらえ

なかった等のないように心掛けることが重要です。

○アンケート調査は次のように実施する。

ア 実施時期・実施回数

・定期アンケート調査：学期に1～2回

※臨時アンケート調査は、必要に応じて随時行う。

イ 実施方法・検証

・進め方について「いじめ対策コーディネーター」から説明する。

・学校で実施する。

・回収から2日以内に、教職員が記載内容を確認し、速やかに「校内いじめ対策委員会」に報告する。

・必要に応じて、速やかに個別面談を実施する。

※アンケートの記載内容や対応について校長が確認する。

ウ 保存

・記入の有無に関わらず、5年間保存する。

○個人面談は次のように実施する。

ア 実施時期・実施回数

・定期個人面談：1学期末は全員実施する。

2学期末及び年度末は必要に応じて実施する。

※臨時の個人面談は、必要に応じて随時行う。

イ 実施方法・検証

・教職員が得たいじめに関する情報は、速やかに「校内いじめ対策委員会」に報告する。

ウ 記録の保存

・教職員が得た情報を5年間保存する。

○アンケート調査や個人面談において、子供が自らSOSを発信すること及びいじめの情報を教職員に報告することは、子供にとっては多大な勇気を要するものであることを教職員は理解し、子供からの相談に対しては、丁寧かつ迅速に対応する。

○「校内いじめ対策委員会」を定期的開催し、いじめに係る情報共有を適切に行う。

○教育委員会と連携して、子供がインターネット上のいじめに巻き込まれていないかどうかを監視するネットパトロールの活用を図る。

(2) 相談体制の整備

心理、福祉に関する専門家であるスクールカウンセラー（SC）、スクールソーシャルワーカー（SSW）と連携し、子供、保護者、教職員に対する相談体制を整備します。

いじめの相談は、家庭や地域社会等と連携し、いじめを受けた子供やいじめについて申し出た子供の立場を守ります。

4 早期対応

第23条（いじめに対する措置）学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び児童等の保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。

2 学校は、前項の規定による通報を受けたときその他当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、当該児童等に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を当該学校の設置者に報告するものとする。

3 学校は、前項の規定による事実の確認によりいじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、当該学校の複数の教職員によって、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行うものとする。

4 学校は、前項の場合において必要があると認めるときは、いじめを行った児童等についていじめを受けた児童等が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずるものとする。

5 学校は、当該学校の教職員が第三項の規定による支援又は指導若しくは助言を行うに当たっては、いじめを受けた児童等の保護者といじめを行った児童等の保護者との間で争いが起きることのないよう、いじめの事案に係る情報をこれらの保護者と共有するための措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

6 学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、当該学校に在籍する児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求めなければならない。

(1) 「情報が寄せられた」「発見した」トラブルやいじめに対する対処

一つ一つのケースによってすべて異なります。大切なことは、個々の事案に応じた柔軟かつ適切な対応が求められることです。

- ① 情報を得た教職員は速やかに第1報を入れます。（関係学年主任、生徒指導主任、いじめ対策コーディネーター、発達支援コーディネーター、養護教諭）→主幹教諭、教頭、校長
- ② 事案に合わせ、臨時に「対策チーム」の設立をします。
- ③ 多方面からの情報収集で全体像の把握をします。
- ④ 関係者や周囲からの聞き取りによる事実確認
被害者、加害者、周囲の子供、その他関係者から個々に事実確認をします。
(できる限り複数の教職員で、共感的に、5W1Hをできる限りはっきりさせる)
- ⑤ 関係者の聞き取りを一つに合わせ、起こった事実を明らかにしていきます。
- ⑥ 確認した情報を「対策チーム」に報告します。

⑦ 「いじめ対策委員会」を開催します。(ケースによっては、「対策チーム」と同一)

- 問題解決のための指導と支援を具体化します。
 - ・ いじめられた子供への指導・支援
 - ・ いじめた子供への指導・支援
 - ・ 周囲の子供への指導・支援
 - ・ 関係保護者への説明・報告、謝罪、助言
 - ・ その他(学級・学年・学校、地域関係者・団体等)への対応
- * 問題解決とは、単に謝罪や責任を形式的に問うことで達成されるものではありません。子供の成長に主眼を置き、問題の再発を防ぎその後の経過を見守る・支援するという姿勢で臨みます。
- * 一方的、一面的な解釈で対処しないこと、プライバシーを守ること、迅速に保護者に連絡すること、教育的配慮のもとでのケアや指導を行うことなどに留意します。
- 被害にあった子供の精神的安定が著しく損なわれている場合、スクールカウンセラーや家庭訪問相談員等の心理の専門家や、相談支援センター・児童相談所等の専門機関と連携し、自己肯定感・自己有用感の再構築や人間関係の確立・拡大を目指した中長期的な心のケアの検討を行い、保護者にも提案していきます。
- 子供に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず十分な効果を上げることが困難と考えられる場合や、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められる場合には、教育委員会とも連絡を取り、所轄警察署と相談して対処します。

5 教職員の資質向上のための研修会や校内OJTの取り組み

教職員のいじめへの感度を高め、組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組むために、校内研修を進めます。

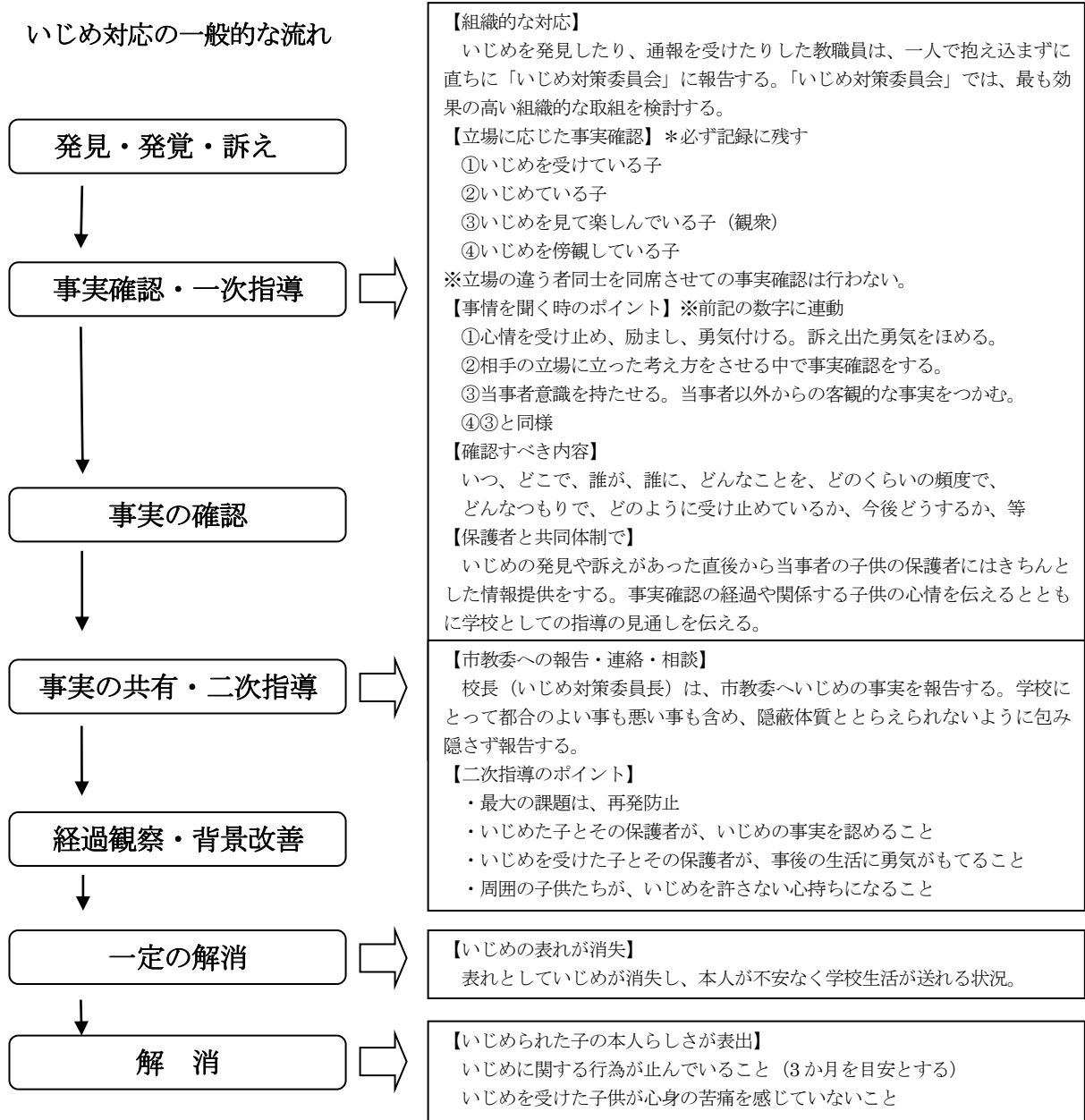
- 「浜松市いじめの防止等のための基本的な方針」「浜松市立中瀬小学校いじめ防止基本方針」「いじめ対応の手引き」に示されたいじめの未然防止、早期発見、措置について理解を深める。
- 教育委員会主催の生徒指導研修等の内容について、校内でも周知を図る。
- 定期的なアンケート等に記載された内容や子供や保護者からの相談について、複数で確認し、対応を協議したり進捗状況を共有したりする。
- 事例研究等いじめに関する研修を行い、未然防止、早期発見・早期対応の視点から成果と課題を明らかにし、取組の改善点について話し合う。
- いじめを行った子供が抱える問題を解決するための具体的な対応方針について学ぶ。

6 「浜松市立中瀬小学校いじめ防止基本方針」の公表と説明、評価・見直し

- 「浜松市立中瀬小学校いじめ防止基本方針」を、ホームページ等で公表する。
- 入学時や各年度の開始時に、「浜松市立中瀬小学校いじめ防止基本方針」について、子供、保護者、学校運営協議会(コミュニティ・スクール)等に説明する。
- より実効性の高い取組を実施するために、「浜松市立中瀬小学校いじめ防止基本方針」が、学校の実情に即して適切に機能しているかを「校内いじめ対策委員会」を中心に

点検し、必要事項を見直す。

- 「浜松市立中瀬小学校いじめ防止基本方針」に基づく取組状況を評価し、評価結果を踏まえ、学校におけるいじめの防止等のための取組の改善を図る。



7 重大事態への対処

いじめの重大事態が発生した場合（いじめにより重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。以下同じ。）学校は、事案について直ちに教育委員会に報告します。教育委員会又は学校は、速やかに事案の事実確認を行い、「浜松市いじめの防止等のための基本的な方針」（令和4年9月改定）及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（平成29年3月文部科学省）」により適切に対応します。

(1) 重大事態の意味

重大事態とは、次のような場合をいいます。

① 生命心身財産重大事態

いじめにより、子供の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

- ア 子供が自殺を企図した場合
- イ 身体に重大な障害を負った場合
- ウ 金品等に重大な被害を被った場合
- エ 精神性の疾患を発症した場合

② 不登校重大事態

いじめにより、子供が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

※「相当の期間」とは、年間30日を目安とする。ただし、子供が一定期間連続して欠席しているような場合には、教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手する。

※欠席が続き、当該校へは復帰ができないと判断し、転学した場合、重大事態の目安である30日には達していなくても、不登校重大事態としての対応を視野に入れる。

③ 子供や保護者からの申立て

子供や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったとき

(2) 重大事態の調査組織

教育委員会が、事案の調査を行う主体を学校と判断し、学校が主体となって調査を行う場合の組織は、次のとおりとします。

- 学校に設置されている「校内いじめ対策委員会」に第三者を加える。
- 教育委員会が必要な指導や適切な支援を行う。その際、必要に応じて、専門家チームの助言や支援を求める。

なお、子供の命にかかわる重大事態が発生した場合には、精神保健福祉センターと連携し、心の緊急支援を同時に行っていきます。

(3) 事実関係を明確にするための調査の実施

重大事態に至る原因となったいじめ行為が、いつ頃から、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や子供の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にします。

(4) 調査結果の提供及び報告

調査により明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか）について、いじめを受けた子供や

その保護者に対して説明します。情報の提供に当たっては、他の子供のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供します。調査結果について、学校は教育委員会に報告します。

(5) その他の留意事項

重大事態が発生した場合には、関係のあった子供が深く傷つき、学校全体の子供や保護者や地域にも不安や動揺が広がる場合があります。時には事実に基づかない風評が流れたりする場合もあるため、子供や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援として、いじめに直接かかわった子供だけでなく、身近にいじめがあり、またいじめを止めることができなかつたために心身の苦痛を感じてしまう子供や保護者並びに教職員に、カウンセリング等を行うことができる体制を整備します。予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮にも留意します。